平成２９年（フ）第８０８号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目15番42号（シェルガーデンセリオ33―１号）
破産者　西村　雅樹
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成１７年（フ）第１３５４３号
東京都渋谷区代々木２丁目20番14号第一幸新ビル
破産者　新興産業株式会社
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００２５号
東京都港区赤坂４丁目２番３号
破産者　株式会社ビューティ・ソリューションズ
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４８３号
東京都渋谷区恵比寿２―33―13―210、住民票上の住所東京都港区南麻布１丁目27―４―402
破産者　山蔭　智也
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２９２号
茨城県筑西市玉戸1272―427、開始決定時の住所東京都港区高輪４丁目10―31―516
破産者　川田　喜弘
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３５６号
東京都世田谷区用賀４丁目５番21号　第一小林ビル305、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市中原区新城１丁目５番16号
破産者　株式会社ファーストプロシード
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０１５号
福島県福島市南矢野目字清水前31番地の２
破産者　株式会社ファウンテン
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０１６号
東京都港区赤坂７丁目９番７号
破産者　株式会社Ｍ・Ｉ・Ｓ
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９００２号
東京都港区港南４丁目１番10号
破産者　株式会社トレジャーパブリッシング
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９００３号
東京都品川区旗の台１丁目10番７号
破産者　株式会社ナム・クリエイティブ
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９００４号
神奈川県横浜市青葉区荏田西２丁目１―８―605
破産者　水口　法晃
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９００５号
神奈川県川崎市高津区上作延833　ヌーサパレード27
破産者　北川　啓二
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１号
長野県松本市大手１丁目３―28　神山ビル301、登記簿上の本店所在地長野県安曇野市三郷温6548番地１
破産者　株式会社フォースタッド　エンターテイメント
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３２号
京都府綾部市城山町３―２
破産者　ファーストリンク株式会社
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第３１４２号
大阪市大正区泉尾１丁目36番５号
破産者　ビ・ショップ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４７４号
大阪府八尾市西山本町２丁目６番19号
破産者　有限会社モンノ建築工房
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６７６号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目２番28号
破産者　マスヤ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６２号
堺市堺区北波止町42番６号
破産者　株式会社マムズコレクション
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７１１号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷乙1361番地
破産者　株式会社リプル
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２８号
広島市西区己斐中２丁目23番１号
破産者　西日本ハイウェイサービス協同組合
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４０号
北九州市門司区柳町１丁目12番５号（濱ビル２Ｆ）
破産者　高木　信行
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部